

外務省説明資料

1. 担当：外務省経済局海洋室

2. 各国のロンドン条約 96 年議定書の締結の動向

- (1) この議定書はロンドン条約締約国 15ヶ国を含む 26ヶ国がこの議定書に拘束されることについて同意を表明した後 30日目に発効する（2003年 9月現在、議定書締約国は 17ヶ国、うち現行条約締約国は 14ヶ国。）
- (2) 2002年 11月に開催されたロンドン条約第 24回締約国会合において、6ヶ国（ベルギー、ブラジル、エジプト、イラン、オランダ、韓国）が、2003年中に締結を予定している旨表明。これを受けて、同会合議長より、議定書発効は 2004年～2005年になるであろうとの見通しが示された。

3. 我が国がロンドン条約 96 年議定書を締結することの意義

- (1) 我が国は、各種環境関係条約の策定、締結、実施等を通じ、国際的な地球環境問題の取組の推進を重視してきている。その一環として、海洋環境の保全の強化を目的とする本議定書の発効時に締約国として名を連ねる意義は非常に高い。
- (2) ヨハネスブルグ・サミット（WSSD）の実施計画において、海洋の持続的開発に関する様々な政策目標が掲げられているが、その中で、海上安全の強化、船舶による海洋汚染と環境被害からの海洋環境の保護に関する条約、議定書及び IMO の合意文書を批准し実施するように各国に呼びかけられている（パラ 34 (a)）。本議定書も WSSD 実施計画上重要な役割を果たすものであり、本議定書の締結、実施は我が国の国際的責務と考える。

(了)